

大型パチンコ店建設に対する指導等（習志野市屋敷四丁目）に関する請願（陳情）〈案〉

習志野市屋敷四丁目649番1（以下、当該敷地）に建築主を(株)マルハンとするパチンコ店建設の標識設置が為されました。当該敷地におけるパチンコ店建設については、法律及び千葉県条例の規制対象にはなりません、

- ① 市条例については、当該敷地内でパチンコ店が営業されるとすれば、習志野市風俗営業等の規制に関する条例第3条の規制対象となる当該敷地内での営業に当る解釈も可能である。
- ② 実籾小学校、習志野二中、県立実籾高校、の通学路に面しており、屋敷地区の子供達が屋敷近隣公園へ向かう際の通り道となる。また、指定障害児支援事業施設「たからばこ」へ通う障害児や通所介護・介護予防通所介護事業である東部保健センターへ通うお年寄りの通り道となる。
- ③ 幹線道路に面しておらず、予定地前面の道路は道幅8Mと狭く、本大久保5丁目方面十字路では従来から通行上の危険が指摘されているところに、自動車785台分の駐車場・159台分の駐輪場を有する風俗営業店の営業が為されれば、今以上の交通上の危険が増長されるおそれがある。
- ④ 複数のマンション・戸建住宅に囲まれた住宅地であり、煌びやかな建物外観・看板等で集客効果を求める施設は閑静な雰囲気と合わず、景観を損なう。
- ⑤ 当地域は子育て世代の居住者が多く、習志野市文教住宅憲章の下、子供達のために静かな自然を維持し、教育・文化の向上を目指すまちづくりをすべきところ、子供の多い当地域にパチンコ店の建設が為されることは同憲章の意に反する。

という理由から、パチンコ店新設には不適切であります。このような環境下で、パチンコ店建設が行われれば、近隣住民の平穏な生活、青少年の健全育成環境、近隣道路の交通安全が奪われることとなります。つきましては、習志野市として建築主・施工主に対して、近隣住民からの明示の理解を得、近隣住民が安全かつ平穏な生活を送れるよう配慮の上、着工に当るよう以下の指導する旨を請願（陳情）致します。

請願（陳情）項目

1. 当該敷地へのパチンコ店建設計画について、建築主である(株)マルハンに対する建設計画見直しと、近隣住民への十分な事前説明を行い、明示の合意を受けた上で着工に当るよう指導すること。
2. 工事車両の近隣道路通行に伴う交通安全面の悪化や交通渋滞等を引き起こし、近隣住民の安全な生活を害さないよう検証の上、万全なる施策を取る旨を近隣住民に対して十分な事前説明を行い、明示の合意を受けた上で道路通行をするよう指導すること。
3. 当該敷地が閑静な住宅地であることを考慮し、華やかな装飾の外観・看板の建物にて景観を損なう事の無いよう、建物外観・看板の予定を近隣住民に対して事前開示し、近隣住民による明示の合意を得た建物建築、看板設置を行うよう指導すること。

地方自治法124条の規定により、上記の通り請願します。

年 月 日

提出者 住所
氏名

習志野市議会議長 関 桂次 殿